

第3章 計画の推進

1 人権尊重の視点に立った行政の推進

県は、不当な差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現を図るため、県行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組むとともに、人権が尊重される社会の実現に関する施策を積極的に推進します。また、国、市町及び関係団体と連携・協働して人権施策を推進します。

- (1) 県民一人ひとりが幸福を実感できる社会を実現するため、県政の運営にあたっては、県民の人権を尊重するという視点に基づき、「三重県人権施策推進会議」、「人権監等会議」、地域機関における連絡会議等横断的な推進体制により、総合的に県の人権施策を推進します。

また、職員が人権問題に関する正しい理解と認識を深め、人権問題を自らの課題として認識し、それぞれの行政分野において適切な対応が行われるよう体系的に人権研修を実施します。

- (2) 人権尊重の視点に立った取組を推進するため、県民の思いや意見の把握に努めるとともに、県民、企業、住民組織・NPO等の団体、市町等との連携・協働を進めます。取組の推進にあたっては、「管内人権行政推進調整連絡会議」、「地域ネットワーク協議会」等、地域における連絡会議や「三重県人権・同和行政連絡協議会」等において国、市町と互いに情報共有、連携を図るとともに、啓発等の業務を効率的に進め、人権施策を総合的に推進します。

- (3) さまざまな人権に関わる課題を解決していくため、企業、住民組織・NPO等の団体等が連携・協働する取組やこれらのさまざまな主体による取組を促進します。

2 計画の推進と進捗管理

(1) 推進体制

① 県組織における推進体制

県では、人権施策を進める上で基本的かつ重要な事項については、各部局等の副部長等で構成する「三重県人権施策推進会議」において協議し、全庁的な人権施策の推進を行います。また、この会議の下部組織として「人権監等会議」と「管内人権行政推進調整連絡会議」を置き、本庁及び地域防災総合事務所及び地域活性化局内の連絡調整や、横断的・日常的な人権に関する行政課題の解決に取り組めます。

また、「人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき設置されている「三重県

人権施策審議会」を開催し、行動プランの進捗状況やその他人権施策に関する調査・審議をふまえて、人権施策の着実な推進に努めます。

② さまざまな主体との協働推進体制

市町と県で構成する「三重県人権・同和行政連絡協議会」等を活用し、市町と協力・連携しながら人権施策を推進していきます。また、国（津地方法務局）及び三重県人権擁護委員連合会、三重県社会福祉協議会、県で構成する「三重県人権啓発活動ネットワーク協議会」において、啓発活動の総合的な推進に取り組みます。

さらに、県内企業で構成される「三重県人権啓発懇話会」等の既存の推進組織との連携に加え、地域におけるさまざまな主体の人権に関する活動への支援を通じて、各主体との対話を深め、新たな協働体制の構築やネットワーク化につなげていけるよう努めます。

(2)進捗管理

人権施策を推進するために県が取り組む事業を、施策別に「県事業体系表」として取りまとめるとともに、「年次報告」の作成・報告・公表を通じて進捗管理を行い、県の人権施策を着実に推進していきます。また、「年次報告」はホームページ等において公表します。

進捗管理を行うため、人権施策全体の成果を計る行動プラン全体の「目標項目」と計画期間終了までの「目標値」を掲げて、計画的に取り組むこととします。また、横断的に取り組む3つの施策分野にも「目標項目」と「目標値」を設定し、施策の進捗状況を把握していきます。

【目標項目と目標値の設定】

目 標 項 目		現 状 値 (2019(令和元)年度)	目 標 値 (2023(令和5)年度)
プラン全体	*人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合(※1)	39.5% (2018(平成30)年度)	43.8%
人権が尊重されるまちづくり	地域における「人権が尊重されるまちづくり」研修会の受講者数(※2)	1,461人 (2018(平成30)年度)	1,500人以上
人権意識の高揚	*人権研修等を受講した県民が、人権尊重の視点で行動しようと感じた割合(※3)	97.7% 見込	100%
	*人権学習によって人権を守るための行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合(※4)	(H30)86.6% (2018(平成30)年度)	98.5%

人権擁護と救済	*人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者が、研修内容を今後の業務に生かしたいと感じた割合（※5）	95.7% 見込	100%
---------	--	-------------	------

*みえ県民カビジョン・第三次行動計画（仮称）最終案における施策 211 の主・副指標と同じです。

- ※1 「みえ県民意識調査」で、県民一人ひとりの人権が尊重されている社会になっていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合
- ※2 講師・助言者派遣等の県の支援を受けて団体が実施した「人権が尊重されるまちづくり」研修会の受講者数
- ※3 県民を対象とした人権研修等のアンケート調査において、「人権を大切にすする行動をしていこう」と思うかどうかを問う質問に「思った」、「どちらかといえば思った」と回答した受講者の割合
- ※4 県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において「差別をなくすために何かできることをしたい」と思うかどうかを問う質問に「思う」、「どちらかといえば思う」と回答した生徒の割合
- ※5 人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者へのアンケート調査において、「研修内容を今後の業務に生かしたい」と思うかどうかを問う質問に「思った」、「どちらかといえば思った」と回答した受講者の割合

プランの評価にあたっては、上記の数値目標の達成状況とともに、個別の人権課題に関する取組実績等をふまえて、総合的に評価を行うこととします。

また、県が実施する事業については、事業を所管する部局が、個別事業毎に年次目標を設定して、目標管理のもと取り組んでいきます。

なお、取組の結果を取りまとめ、三重県人権施策審議会に報告します。